

成績評価・試験規程（抜粋）

- 第1条 この規程は、本大学学生の成績評価及び試験等について必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 授業科目及び卒業論文の成績は、試験等の方法により学修の成果について、これを評価する。
- 第3条 試験は定期試験、中間試験及び追試験に分ける。
- 第4条 定期試験は春学期末及び秋学期末の所定の期間に一定の時間割により行う。
- 第5条 中間試験は通年の授業科目について、春学期末の所定の期間に一定の時間割により行うことができる。
- 第6条 追試験は定期試験にさいして病気その他やむを得ない事由により受験できなかった者に対し、当該授業科目について行うことができる。
- 第7条 定期試験、中間試験及び追試験は筆記又は口答とし、報告又は論文をもって代えることができる。本学主催の留学プログラムに参加するために定期試験、中間試験及び追試験を受験できない者には、個別に成績評価を行う。
- 第8条 定期試験、中間試験及び追試験はすべて当該学部教授会が担当する。
- 第9条 定期試験、中間試験又は追試験を受験する者は試験場において、原則として本大学所定の学生証を机の上に置いて受験しなければならない。
- 第10条 追試験を受けるためには、受験することができなかった事由の証明書又は報告書（病気による場合は医師の診断書）を添えて追試験願を学部長宛に提出し、教授会の承認を得なければならない。
- 2 追試験を受ける者は、所定の受験料を学院財務課に納入しなければならない。ただし、次の者については受験料を免除する。
- 1 学校保健安全法施行規則に定める「学校において予防すべき感染症」のため登校停止となった者
 - 2 裁判員制度により、候補者として裁判員等選任手続に参加する者又は裁判員・補充裁判員として職務に従事する者
 - 3 公共交通機関の遅延又は運行停止等の事由により、定期試験を受験することができなかった者
- 第11条 定期試験、中間試験又は追試験にさいして自然災害、公共交通機関の遅延若しくは運行停止等の事由により受験できない者が多数発生すると判断される場合には、全学的な対応として、当該授業科目について代替試験を行うことができる。
- 2 代替試験は教務機構長の判断により行う。
 - 3 代替試験の実施は当該学部教授会が担当する。
 - 4 本規程第7条及び第9条はこれを代替試験に準用する。
 - 5 追試験の代替試験については、論文に代えることができる。
- 第12条 代替試験を受けるためには、受験することができなかった事由を証明又は説明する書面を添えて代替試験願を学部長宛に提出しなければならない。
- 2 代替試験については受験料を徴収しない。
- 第13条 定期試験、中間試験、追試験及び代替試験によらず、平常評価による成績評価を行うことができる。
- 第14条 成績評価及び成績評価に対して与えるグレードポイントは次のとおりとする。
- 〈2018年度以前入学生〉
- 1 成績評価は、秀又はS（90点以上）・優又はA（80点以上）・良又はB（70点以上）・可又はC（60点以上）、及び、不可又はF（60点未満）とし、秀又はS・優又はA・良又はB、及び、可又はCを合格とする。
 - 2 グレードポイントは、秀又はS（90点以上）は4、優又はA（80点以上）は3、良又はB（70点以上）は2、可又はC（60点以上）は1、及び、不可又はF（60点未満）は0とする。
- 〈2019年度以降入学生〉
- 1 成績評価は、S（90点以上）・A+（85点以上）・A（80点以上）・B+（75点以上）・B（70点以上）・C+（65点以上）・C（60点以上）・F（60点未満）とし、S・A+・A・B+・B・C+、及びCを合格とする。
 - 2 グレードポイントは、S（90点以上）は4.0、A+（85点以上）は3.5、A（80点以上）は3.0、B+（75点以上）は2.5、B（70点以上）は2.0、C+（65点以上）は1.5、C（60点以上）は1.0、及びF（60点未満）は0とする。